

平成 25 年分 所得税の確定申告

平成 25 年中の収入などを**税務署**へ申告するものです

問合せ 青梅税務署 ☎ 0428-22-3185 (代表)

青梅税務署での受付・相談

受付期間 2月17日(月)～3月17日(月) (土・日曜日を除く)

相談時間 午前9時～午後5時

相談会場 青梅税務署別館

※作成済みの還付申告書は、1月6日(月)から受け付けています。

○還付申告：給与所得者や年金所得者などで源泉徴収税額があり、医療費控除などを申告することで所得税が還付となる申告を申告すること。所得税が還付となる申告を申告すること。所得税が還付となる申告を申告すること。所得税が還付となる申告を申告すること。

※贈与税の申告書の提出と納税は、2月3日(月)～3月17日(月)です。

日曜日の受付・相談

2月23日(日)・3月2日(日)に限り、日曜日の受付・相談を行います。

※日曜日は、電話による相談は行いません。

※日曜日は、国税の領収および納税証明書の発行は行いません。振替納税制度を利用するか、近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

※当日は、大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

税務署で確定申告書を作成する方へ

税務署へ来署して確定申告書を作成する方には、画面の案内に従って入力するだけで自動計算される、パソコンの利用が便利です。税務署のパソコンで作成した確定申告書

は、その場から電子送信することができます。ぜひ、利用してください。

市役所での受付・相談

相談日により、受付できる申告内容が異なります。次の表で確認してください。
会場 市役所4階大会議室

■ 日程表 (市役所での受付日時と対応職員)

※土・日曜日を除く

月	受付日	受付時間	税務署員	税理士会	市職員
2月	① 3日(月)～5日(水)	午前9時～11時、午後1時～3時30分			○
	② 6日(木)・7日(金)			○	○
	③ 10日(月)				○
	④ 12日(水)～14日(金)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	○	○	
	⑤ 17日(月)～24日(月)			○	○
	⑥ 25日(火)～28日(金)				○
3月	⑦ 3日(月)～17日(月)			○	

※当日の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。ご了承ください。
※②・④・⑤の期間の小規模納税者の申告相談は、午前・午後ともに終了の30分前に受付を締め切ります。

■ 申告・相談の受付内容

申告の内容	青梅税務署	市役所
年金・給与所得の申告	○	○
土地・家屋・株式などの譲渡所得の申告	○	×
営業・農業などの事業所得の申告	○	日程表②④⑤の期間
不動産所得の申告	○	日程表②④⑤の期間
損失申告	○	日程表④の期間
青色申告	○	日程表④の期間
住宅借入金等特別控除(所得税)の申告	○	日程表④の期間
過年分(平成24年以前分)の確定申告	○	×
作成済み申告書の提出	○	○

申告の際に持参するもの

13ページの「平成26年度住民税の申告の際に持参するもの」と同じです。

郵送による受付

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・収支内訳書などの必要書類を添付し、青梅税務署へ郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方、医療費の領収書の返却を希望する方は、「申告する方の住所・氏名」を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

郵送先 〒198-8530 青梅市東青梅 4-13-4 青梅税務署

税務署からのお知らせ

□ 公的年金受給者の申告

平成23年分以後の各年分について、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、この場合でも、所得税の還付を受けるには、確定申告書を提出する必要があります。

所得税の確定申告が不要な場合でも、住民税の申告は必要な場合があります。

□ インターネットでの申告が便利です

所得税・消費税・贈与税の確定申告には、自宅のパソコンでインターネットを利用して申告書の作成や提出ができる「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」制度があります。

利用には、ICカードリーダーや事前の手続きが必要です。詳しくは、e-Taxウェブページで確認してください。

※インターネットで確定申告書を送信する際に必要な「電子証明書(住民基本台帳カードが必須)」の発行は、羽村市役所1階市民課受付係で行っています(手数料500円)。

※電子証明書の有効期限は3年です。有効期限切れの場合は更新手続きが必要となります。

□ 昨年電子申告を利用した方へ

平成24年分の申告で電子申告(電子送信)だけでなく、国税庁ウェブページなどで作成し、書面で提出した場合を含む)を利用した方には、申告書を送付しません。平成25年分の確定申告も、引

き続き電子申告を利用してください。

□ 所得税の申告と納税は3月17日(月)までに!

期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑します。早めに申告してください。納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。

□ 税務署員を装った電話や「振り込め詐欺」に注意

税務署員を装い、ATMを操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」の被害が発生しています。また、税務署をかたつた文書や、東京国税局を

名乗る音声ガイダンスによる電話、国税局を装ったメールが送信されるなど、新たな手口の「振り込め詐欺」も発生しています。

■ 税務署や国税局は、次のことは行っていません。

- 還付金受取りのために、ATMの操作を求める
- 国税の納付のために、金融機関の口座を指定して振込みを求める
- 音声テープによる税金還付のお知らせ
- Eメールによる納税催告や還付のお知らせ

これらの不審な電話などがあつた場合は、青梅税務署へ問い合わせてください。

□ 駐車場が利用できません

2月3日(月)から3月31日(月)までの間、青梅税務署の駐車場は利用できません。来署の際は、公共交通機関などを利用するか、近隣のコインパーキングなどを利用してください。

問合せ 青梅税務署

☎ 0428-22-3185 (代表)

要支援・要介護の方および要支援・要介護の方を介護している方へ

確定申告手続きに係る認定書を発行しています

市では、市内に住所を有する身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定された方などに、障害の程度により障害者控除対象者認定書を発行しています。

市民税・都民税や所得税の申告の際、この認定書を添付することで、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

■ 控除の対象(控除区分・要介護認定結果などによる区分)

- 障害者控除 障害状態にあり、日常生活自立度がランクAの方/認知状態にあり、日常生活自立度がIIまたはIIIの方
- 特別障害者控除 障害状態にあり、日常生活自立度がランクB以上の方/認知状態にあり、日常生活自立度がIV以上の方/寝たきり状態である方

■ 日常生活自立度の目安

ランクA	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない
ランクB以上	屋内での生活に何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体である
II・III	日常生活に必要な意思疎通に、困難さが多少見られる
IV以上	日常生活に必要な意思疎通に、困難さが頻繁に見られる

■ 申請できる方

本人とその家族(扶養している方)

※介護度・日常生活自立度など、個人情報に関する問合せに電話で答えることはできません。

※「障害者控除対象者認定書」は市役所1階高齢福祉介護課高齢福祉係で発行します。

■ 問合せ

高齢福祉介護課高齢福祉係

☎ 176